(E)　表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五十三円五十三銭を超え、五百三十五円五十三銭を一・〇二二で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき五百三十五円五十三銭と課税価格との差額とする。

(F)　表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百三十五円五十三銭を一・〇二二で除して得た額を超えるものについては、二・二パーセントとする。

(G)　表の2欄に三個の星印（＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、四・三パーセントとする。

(H)　表の2欄に四個の星印（＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百七十七円十五銭を〇・六四三で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき五百七十七円十五銭と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額とする。

(I)　表の2欄に四個の星印（＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百七十七円十五銭を〇・六四三で除して得た額を超えるものについては、四・三パーセントとする。

(J)　表の2欄に五個の星印（＊＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、十六パーセントとする。

(iii)　(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(b)　表の5欄に「(35)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(c)　この(35)の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入される原産品については、日本国の関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置及び同条第二項に規定する豚肉等に係る特別セーフガード措置を適用しない。

(36)
(a)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i)　合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(A)　一年目については、一万七千トン
(B)　二年目については、一万七千四百トン
(C)　三年目については、一万七千八百トン
(D)　四年目については、一万八千二百トン
(E)　五年目については、一万八千六百トン
(F)　六年目については、一万九千トン
(G)　七年目については、一万九千四百トン
(H)　八年目については、一万九千八百トン
(I)　九年目については、二万二百トン
(J)　十年目については、二万六百トン
(K)　十一年目及びそれ以降の各年については、二万千トン

(ii)　枠内税率は、次のとおりとする。

(A)　表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品については、七・六パーセントとする。

(B)　表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品については、三十パーセントとする。

(C)　表の2欄に三個の星印（＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、十二・七パーセントとする。

(D)　表の2欄に四個の星印（＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、一キログラムにつき九十六円九十銭とする。

(E)　表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五十三円五十三銭を超え、五百三十五円五十三銭を一・〇二二で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき五百三十五円五十三銭と課税価格との差額とする。

(F)　表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百三十五円五十三銭を一・〇二二で除して得た額を超えるものについては、二・二パーセントとする。

(G)　表の2欄に三個の星印（＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、四・三パーセントとする。

(H)　表の2欄に四個の星印（＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百七十七円十五銭を〇・六四三で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき五百七十七円十五銭と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額とする。

(I)　表の2欄に四個の星印（＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百七十七円十五銭を〇・六四三で除して得た額を超えるものについては、四・三パーセントとする。

(J)　表の2欄に五個の星印（＊＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、十六パーセントとする。

(iii)　(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(b)　表の5欄に「(36)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(37)
(a)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i)　合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(A)　一年目については、四十トン
(B)　二年目については、五十六トン
(C)　三年目については、七十二トン
(D)　四年目については、八十八トン
(E)　五年目については、百四トン
(F)　六年目については、百二十トン
(G)　七年目については、百三十六トン
(H)　八年目については、百五十二トン
(I)　九年目については、百六十八トン
(J)　十年目については、百八十四トン
(K)　十一年目及びそれ以降の各年については、二百トン

(ii)　枠内税率は、次のとおりとする。

(A)　表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品については、十・七パーセントとする。

(B)　表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品については、七・六パーセントとする。

(C)　表の2欄に三個の星印（＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、六・八パーセントとする。

(D)　表の2欄に四個の星印（＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、八・五パーセントとする。

(E)　表の2欄に五個の星印（＊＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、十九・一パーセントとする。

(F)　表の2欄に六個の星印（＊＊＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、三・六パーセントとする。

(iii)　(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(b)　表の5欄に「(37)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(38)
(a)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i)　合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(A)　一年目については、百トン
(B)　二年目については、百十トン
(C)　三年目については、百二十トン
(D)　四年目については、百三十トン
(E)　五年目については、百四十トン
(F)　六年目については、百五十トン